

川崎市上下水道局規程第31号

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 白 鳥 滋 之

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する 規程

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「（第1号部分休業の承認）」に改め、同条第1項中「（非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。）にあっては、3歳）」及び「の始め又は終わり」を削り、「勤務時間規程により育児時間を承認されている」を「勤務時間規程第16条の規定による育児を事由とする特別休暇（管理者が定めるものを除く。以下「育児時間」という。）、勤務時間規程第17条の3第1項の規定による介護時間（以下「介護時間」という。）又は勤務時間規程第19条第1項の規定による子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）の承認を受けて勤務しない」に改め、「（非常勤職員を除く。）」を削り、「当該育児時間」の次に「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間」を加え、「、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第2項中「非常勤職員」を「前項の規定にかかわらず、非常勤職員」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「が育児時間」の次に「、介護時間又は子育て部分休暇」を、「当該育児時間」の次に「、当該介護時間又は当該子育て部

分休暇」を加える。

第 17 条の次に次の 5 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 17 条の 2 前条に規定するもののほか、管理者は、公務の運営に支障がないと認めるときは、この条及び第 17 条の 4 の規定により、1 時間を単位として部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）を承認することができる。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(部分休業の請求に係る申出)

第 17 条の 3 部分休業（第 17 条及び前条の規定による部分休業をいう。以下同じ。）の請求をしようとする職員は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとに、あらかじめ、第 1 号部分休業又は第 2 号部分休業のいずれを請求するかを管理者に申し出るものとする。

(第 2 号部分休業を取得できる時間)

第 17 条の 4 第 2 号部分休業を取得できる時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(申出内容の変更)

第 17 条の 5 第 17 条の 3 の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ同条の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

(請求に係る申出の効果)

第 17 条の 6 第 17 条の 3 の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前条の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第 17 条又は第 17 条の 2 の規定による部分休業の請求をすることができる。

第 18 条中「前条」を「第 17 条及び第 17 条の 2」に改め、同条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 19 条第 1 項中「第 17 条の規定による」を削り、「請求は、部分休業承認請求書」を「請求、第 17 条の 3 の規定による申出及び第 17 条の 5 の規定による変更は、部分休業簿」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 管理者は、第 17 条の 3 の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第 17 条の 5 の規定による変更をしなければ同条に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、同条の規定による変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第 20 条に次の 1 項を加える。

2 管理者は、部分休業をしている職員が第 17 条の 5 の規定による変更をしたときは、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

第 22 条を第 23 条とし、第 21 条を第 22 条とし、第 20 条の次に次の 1

条を加える。

（第 2 号部分休業をしている職員の給与の減額）

第 2 1 条 勤務時間規程第 1 7 条の 3 第 5 項の規定は、第 2 号部分休業について準用する。

第 5 号様式（1）及び第 5 号様式（2）を次のように改める。

第5号様式（1）（第19条関係）

部 分 休 業 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所 属	氏 名	職 員 コ ー ド

請求に係る子	氏 名	続柄等	生 年 月 日
			年 月 日

申 出	申 出 年 月 日 年 月 日	申出の内容	※ 「申出の内容」欄には、①又は②を記入する（「変更後の内容」欄も同様とする。）。 ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき規程で定める時間（10日相当）を超えない範囲内			
-----	--------------------	-------	---	--	--	--

変更（第1回目）	変 更 年 月 日 年 月 日	変更後の内容	変 更 が 必 要 な 事 情	特別の事情の有無	局人事担当 局人事部長の承認	押 印 欄

所属 → 局人事担当課

変更（第2回目）	変 更 年 月 日 年 月 日	変更後の内容	変 更 が 必 要 な 事 情	特別の事情の有無	局人事担当 局人事部長の承認	押 印 欄
----------	--------------------	--------	-----------------	----------	-------------------	-------

備 考	
-----	--

- (注) 1 承認の請求の場合は、請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等のいずれか。写しでも可）を添付すること。
2 第1号部分休業の承認の請求の場合は第5号様式（2）を、第2号部分休業の承認の請求の場合は第5号様式（4）を用いること。
3 第1号部分休業の承認が職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第5号様式（3）に記入すること。

第5号様式（2）

年度

整理 番号	※										所属 → 局人事担当課	備 考										
	第1号部分休業の承認の日		承認の請求をする期間		請求年月日	承認の可否	押印欄															
	年	月	日	時									又 は 曜日等	時	分	から	時	分	まで			
1	年	月	日から	年	月	日まで		時	分から	時	分	まで	年	月	日							
2	年	月	日から	年	月	日まで		時	分から	時	分	まで	年	月	日							
3	年	月	日から	年	月	日まで		時	分から	時	分	まで	年	月	日							
4	年	月	日から	年	月	日まで		時	分から	時	分	まで	年	月	日							
5	年	月	日から	年	月	日まで		時	分から	時	分	まで	年	月	日							
6	年	月	日から	年	月	日まで		時	分から	時	分	まで	年	月	日							
7	年	月	日から	年	月	日まで		時	分から	時	分	まで	年	月	日							
8	年	月	日から	年	月	日まで		時	分から	時	分	まで	年	月	日							
9	年	月	日から	年	月	日まで		時	分から	時	分	まで	年	月	日							
10	年	月	日から	年	月	日まで		時	分から	時	分	まで	年	月	日							

(※印の欄は請求者が記入する。)

第5号様式（2）の次に次の2様式を加える。

第5号様式（3）

年度

※ 整理 番号	※ 第 1 号 部 分 休 業 の 承 認 を 取 り 消 す 期 間			押 印 欄			備 考					
	年	月	日	時	間							
1	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで	
2	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで	
3	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで	
4	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで	
5	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで	
6	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで	
7	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで	
8	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで	
9	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで	
10	年	月	日から	年	月	日まで	時	分から	時	分	まで	

(※印の欄は請求者が記入する。)

第5号様式（4）

第2号部分休業の時間数 時間 分

※ 整理 番号	※ 第 2 号 部 分 休 業 の 承 認 の 請 求 を す る 期 間		※ 請求時間数	※ 残 時 間 数	※ 請 求 年 月 日	承認の 可 否	押 印 欄			備 考						
	年	月									日	時	分	間		
1	年	月	日 から	年	月	日 まで	時	分 から	時	分 まで						
2	年	月	日 から	年	月	日 まで	時	分 から	時	分 まで						
3	年	月	日 から	年	月	日 まで	時	分 から	時	分 まで						
4	年	月	日 から	年	月	日 まで	時	分 から	時	分 まで						
5	年	月	日 から	年	月	日 まで	時	分 から	時	分 まで						
6	年	月	日 から	年	月	日 まで	時	分 から	時	分 まで						
7	年	月	日 から	年	月	日 まで	時	分 から	時	分 まで						
8	年	月	日 から	年	月	日 まで	時	分 から	時	分 まで						
9	年	月	日 から	年	月	日 まで	時	分 から	時	分 まで						
10	年	月	日 から	年	月	日 まで	時	分 から	時	分 まで						

(※印の欄は請求者が記入する。)

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の規程第 1 7 条の 2 に規定する部分休業を請求する場合における改正後の規程第 1 7 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。